

# 能登半島地震の復旧・復興に係る富山県職員（任期付職員：総合土木）募集要綱

令和8年5月20日

- ・ 能登半島地震で被害を受けたインフラ施設等の復旧・復興業務に携わる任期付職員を募集します。
- ・ 受付期間中、随時申込が可能です。
- ・ 試験日は、申込者と調整の上、決定します。

## 1 選考区分、採用予定人員、職務内容及び配属予定先

選考区分	採用予定人員	職務内容	配属予定先
任期付職員 (総合土木)	1名程度	液状化対策の実施及び支援業務等	建築住宅課

(注) 勤務場所は、県内の市での勤務になる場合もあります。この場合、富山県職員の身分を有したまま県内の市に派遣され、当該市職員の身分を併有した上で、市の業務に従事していただきます。

- 2 任用期間 採用の日から令和9年3月31日まで  
 なお、その後の事情変更に伴い、本人の同意を得たうえで3年間の範囲内で1年を単位として任期を更新する場合があります。(任期の更新は必ず行われるものではありません。)

## 3 受験資格

(1) 下表の選考区分に対応する資格・免許を必要とします。

選考区分	資格・免許
任期付職員 (総合土木)	次の①又は②のいずれかに該当する者 ①学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において土木に関連する学科（これに相当する課程等を含む。）を卒業した者 ②土木事業に関する設計・積算、工事監理の職務経験を有する者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

## 4 試験の日時及び内容

- (1) 日時 随時（申込者と調整の上、別途連絡します。）  
 (2) 場所 富山県民会館（予定）

試験の方法	内 容
適性検査	素質、適性に関する検査
面接試験	主として人柄等についての個別面接による試験

## 5 最終合格発表

- (1) 期 日 随時（試験時にお知らせします。）
- (2) 方 法 受験者に書面で通知します。

## 6 給 与

- (1) 給 料 大学新卒者（22歳）の場合 225,600円  
※ 経歴等により上記以外になることがあります（上限：月額232,000円）。
- (2) 諸手当 期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当 等
- (3) 備 考 任期の定めのない職員と同様に給与に関する条例の適用を受けるため、昇給の機会があるほか、条例の改正等に伴い給与の金額が変動する場合があります。

## 7 申込手続

- (1) 申込先及び問い合わせ先  
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県経営管理部人事課（人事担当）  
TEL 076-444-3162
- (2) 申込方法  
次の書類を同封し、封筒に「任期付職員（総合土木）採用選考試験申込書在中」と朱書きし、受付期間内に富山県経営管理部人事課（人事担当）に提出してください。  
なお、書類を郵送する場合は、必ず書留又は簡易書留で送付してください。  
ア 自筆の履歴書（市販のJIS規格の用紙で免許・資格等を記入する欄のあるもの） 1通  
イ 最近6か月以内に撮影した写真（アの履歴書に貼付のこと） 1枚  
ウ 最終学歴に係る卒業証明書 1通  
エ 成績証明書 1通
- (3) 受付期間  
令和8年5月20日（水）から令和9年1月29日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）  
なお、郵送による申し込みは、必ず書留又は簡易書留とし、令和9年1月29日（金）必着とします。  
※ 申込受付後、申込者へ受験番号を記載した通知を送付します。

## 8 試験結果の提供

この採用試験の結果については、個人情報保護に関する法律第69条第2項の規定により、下記のとおり閲覧することができます。受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、学生証など写真付きの証明書）を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に富山県経営管理部人事課（人事担当）に直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けません。）

なお、電話、はがき等での問合せでは、試験結果を提供しません。

閲覧できる人	閲覧内容	閲覧期間
受験者本人	総合得点及び順位	最終合格発表の日から1月間

## 9 その他

富山県職員（任期付職員）への採用は、富山県職員（任期の定めのない職員）への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。